

議員提出議案第7号

渋谷区立社会教育館条例の一部を改正する条例を廃止する条例

上記の議案を提出する。

令和8年2月18日

提出者

渋谷区議会議員 五十嵐 千代子

同 牛尾 真己

同 田中 正也

渋谷区議会議長 一 柳 直 宏 殿

渋谷区立社会教育館条例の一部を改正する条例を廃止する条例

渋谷区社会教育館条例の一部を改正する条例(令和7年渋谷区条例第46号)を廃止する。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(説明)

渋谷区西北部地域における社会教育法に基づく活動の拠点として、幡ヶ谷社会教育館を
存続する必要があるため、この案を提出する。